

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程（平成 4 年交通局規程第 17 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 12 月 16 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸

記

1 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号
札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 (011) 896-2709
メールアドレス : ko.somu-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 業務の名称

- ア 南北線駅等設備保守業務
- イ 東西線駅等設備保守業務
- ウ 東豊線駅等設備保守業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（48 か月）とする。

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(3)の履行期間に係る総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」、小分類「電気設備保守業」「機械設備保守業」「消防設備保守点検業」のいずれにも登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が「市内」として登録されている単体企業であること。

(8) 地下鉄駅の設備保守業務（換気設備、空調設備、衛生設備、動力設備、照明設備及び防災設備を含む設備総合管理業務に限る。）、又は消防法に定める特定防火対象物であって延べ床面積5万平方メートル以上の建築物における建物設備保守業務（換気設備、空調設備、衛生設備、動力設備、照明設備及び防災設備を含む管理面積5万平方メートル以上の設備総合管理業務に限る。）を元請として履行した実績を有すること。なお、履行実績は過去10年以内に3年以上継続したものであること。

(9) 本業務に従事する業務責任者は、本業務に必要な資格（仕様書に定める業務従事者の資格等に掲げるいずれかの資格）を有する者で、地下鉄駅の設備保守業務（換気設備、空調設備、衛生設備、動力設備、照明設備及び防災設備を含む設備総合管理業務に限る。）において責任者若しくは副責任者としての経験、又は消防法に定める特定防火対象物に該当する建物の設備保守業務（換

気設備、空調設備、衛生設備、動力設備、照明設備及び防災設備を含む設備総合管理業務に限る。)において10年以上の実務経験を有することとし、本業務の専任として配置できること。

- (10) 建設業法に基づく電気工事業及び管工事業の許可を有すること。
- (11) 本業務の仕様書に適合する受託体制を確保できる者であること。
- (12) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律又は商店街振興組合法の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)、(8)に定める資格については、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれかとする事ができる。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
また、契約条項及び入札説明書は交通局ホームページからダウンロードできる。
- (2) 入札書の提出期限及び提出場所
令和5年1月13日(金)17時15分(送付の場合は必着のこと。)
提出場所は上記1に同じ。
- (3) 開札の日時及び場所
ア 令和5年1月16日(月)13時30分
イ 令和5年1月16日(月)13時45分
ウ 令和5年1月16日(月)14時00分
札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局庁舎5階 入札室
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、送付又は持参により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市交通局契約規程第11条各号の一に該当する入札、札幌市交通局競争入札参加者心得に反する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用 無
- (6) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。